右決議する。	ものとすること。 とともに、所要の措置については、製品安全に関係する法体系の明確化や安全水準の確保等を含む広範四 改正法の施行状況に関する検討は、製品技術の急速な発展及び社会情勢の変化等を踏まえて早期に行	むしろ不利益を被ることがないよう厳正な法運用を行うこと。	極的な公表に加え、消費者や相談機関が情報を能動的に取得できる仕組みの構築を検討すること。 二 重大製品事故の情報については、消費者の生命・身体の安全を第一に考え、主務大臣による迅速かつ	- NETを各省が利用できるよう検討を進めること。また、内閣府は、個人情報保護問題などの整理を早急に進め、独立行政法人国民生活センターのPIO独立行政法人国民生活センター等他の関係行政機関との円滑な連携の強化に努めること。処理に当たる経済産業省及び独立行政法人製品評価技術基盤機構の体制を強化するとともに、警察・消防、一 製品事故をめぐるこれまでの経緯を踏まえ、行政内部の責任の所在を明確にし、製品事故情報の収集・	政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。もに、製品安全を全うする企業行動が評価される仕組みや文化を社会に築くことが不可欠である。消費者が日々の生活で用いる製品の安全性を確保するには、事業者が製品安全に関する責務を果たすとと	参 議 院 経 済 産 業 委 員 会平成十八年十一月二十八日
--------	--	------------------------------	--	---	--	---------------------------------

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案に対する附帯決議